

2024年度

MGアクション・チャレンジ奨励金タイプB（スタートアップ支援）

MGアクション・チャレンジ奨励金(タイプ B)は、「本学の公認団体に属さない個人・団体」に新たな課外活動(自主企画の実施)のスタートアップと、主体的な課外活動の実施の一部支援を目的とした給付奨励金です。

下記の要領で、MGアクション・チャレンジ奨励金(タイプ B)の募集を行います。給付希望の学生・団体は、本募集要項を熟読のうえ、期間内にお申込みください。

(I) 応募資格・条件

〔応募資格〕

下記の要件を全て満たしていること。

- ☑ 休学・停学・留学中ではない者
- ☑ 原則、最短修業年限内である者 ※休学期間は修業年限に含まれません。



〔応募条件〕

下記の①～⑥の条件を全て満たしていること。

- ① 本学学部生のうち、公認団体(クラブ・サークル)に未所属
- ② 既存の課外活動の範疇に留まらない、**新たな課外活動(自主企画の実施)**に取り組む意志のある「個人」または「団体」
 - ※ 原則、公認団体に所属する「個人」「団体」の応募不可。
ただし「個人」の場合、所属する公認団体の範疇外の「活動」であれば、応募可能。
 - ※ 「団体」応募は全員が本学学部生、かつ学外団体の支部等に該当しないことを条件とする。
 - ※ 複数年の活動実績がある団体の申請について、本学の公認団体登録(設立準備団体への応募)を前提とした応募を推奨する。
- ③ **新たな課外活動を通じて実現したいことが具体的で、目標達成の上で基盤となる活動**
- ④ 本学の教育理念“Do for Others”に基づいた社会貢献活動につながること
- ⑤ 正課の範疇を超える活動たること
 - ※ キャリアアップを目的とした資格取得、営利目的の活動は応募不可。
- ⑥ 様々な社会問題の解決、学生生活の充実に資する自主的な活動であること

－ 具体例 －

- 公認団体未所属の学生が、大学来訪者が構内で迷わないよう、「構内案内アプリ」を開発する。
- スポーツ系公認団体所属の学生が、地元の魅力を伝えるために個人で写真展を開催する。
- 公認団体未所属の学生が、楽曲を制作し、学内外での発表会を開催する。
- × 軟式テニスを活動の主とする団体が、新たに硬式テニスの活動を始める。
- × 収益を求める飲食店を運営するための活動資金。(大学は営利目的の課外活動を公認していません。)
- × 学内からの補助・助成金、および学外の団体からの支援を受けている者。
- × 卒業論文や資格取得など正課の範疇と思われる活動。

(II) 給付額

年1回の支給で、自主企画の内容を踏まえて決定

※ 提出書類の「活動計画書」「予算計画書」は、矛盾なく、可能な限り正確に作成すること。

(III) 採用者数

「個人」「団体」ともに自主企画の内容を踏まえて決定

※ 2023 年度採用実績(個人):1 件

※ 2022 年度採用実績(個人):3件、(団体)1 件

(IV) 選考時の提出書類

〔全員(個人・団体)が提出する書類〕

① 【様式1】願書

→「個人」「団体」ごとに所定様式がありますので、ご注意ください。

〔個人応募の方〕

② 【様式 2-b】活動計画書

③ 【様式 3】予算計画書

④ 【様式 4】誓約書

〔団体応募の方〕

② 【様式 2-b】活動計画書

③ 【様式 3】予算計画書

④ 【様式 4】誓約書

⑤ 【様式5】部員名簿

〔明治学院大学 HP > 所定様式のダウンロード〕

願書、およびその他の所定様式は、[こちら](#)、または二次元コードよりダウンロードしてください。



(V) 選考スケジュール

〔受付期間〕

2024年5月27日(月)～6月17日(月)

〔選考審査〕

(1) 提出書類に基づいて**書類審査** (7月初旬～7月中旬予定)

↓

(2) 書類審査の通過者のみ**面接** (定期試験期間前の7月中旬を目途)

↓

(3) 採用可否の判定

〔採用者発表〕

2024年8月下旬(予定) ※ 給付は2024年9月上旬予定

(VI) 採用後の義務・注意事項

〔採用後の義務〕

- ① 出願時に申告した取組みについて、取止めないこと
- ② **年度末成果発表会**を行うこと

※ 年度末成果発表会は、公認四者執行部や学生部長の前で、自主企画の成果や進捗を発表いただく場です。PowerPoint等でのプレゼンテーションを準備してください。
成果発表ができない場合や欠席時は、奨励金の返還を求めることがあります。

年度末成果発表会は2025年3月中旬予定です。詳細は別途相談します。

- ③ その他、大学から求められた成果発表や広報の取材、諸対応を行うこと
- ④ 使用実績報告が必要であり、領収書を提出すること

〔注意事項〕

下記のいずれかに該当した場合、給付の取消し、及び給付金の返還を求めます。

- ① 学籍を失ったとき
- ② 当該年度に停学・休学となったとき
- ③ 奨励金の出願時あたり、虚偽記載や申告、その他の不正な事実が判明したとき
- ④ 学則に違反し、懲戒処分を受けたとき
- ⑤ 受給者が正当な理由なく、採用後の義務を果たさなかったとき
- ⑥ その他、受給者として不適格な言動・行為が発覚したとき
- ⑦ 収支差額が発生してその事が証明できなかったとき

(VII) お問い合わせ・書類提出先

お問い合わせ・書類提出先	対象学生
学生課 (白金校舎) ☎03-5421-5155	文・経済・社会・法・心理学部 3年次生以上
横浜学生課 (横浜校舎) ☎045-863-2030	文・経済・社会・法・心理学部 1～2年次生 国際学部・情報数理学部の1～4年次生